　　年　　月　　日

宣　誓　書（専門家登録、法人用）

和歌山県知事　様

（所在）

（社名）

（代表者）

　当法人は、以下のとおりであり、わかやまデジタル革命推進プロジェクト事業（デジタル専門家派遣）の専門家として活動するにあたり、嘘偽り無く、信義に従い誠実に遂行することを宣誓します。

　なお、本宣誓書の内容について、事務局が他の公的機関に照会することを承諾します。

1. 当法人は、事務局に提出した書類等において、虚偽の申請はしていません。
2. 当法人は、専門家として県内事業者に対し派遣され、助言等の実施に伴い知り得た機密に関して、派遣の前後を問わず、これを漏洩し、又は他に流用しません。

　ただし、次に掲げる情報は、機密に含まれないものとします。

(ｱ) 本宣誓時又は派遣時に、既に公知であった情報

(ｲ)　派遣後に自らの責めに帰するべき事由によることなく公知となった情報

(ｳ)　県内事業者の了承を得た情報

1. 当法人は、当該専門家登録をもって県内事業者への派遣が担保されるものでないことを承諾します。
2. 当法人は、専門家として県内事業者に対し派遣される期間中においては、自らが有する知識と経験を最大限に活用し、助言等を行い支援することとし、自らが開発又は提供するサービス等を売り込む等の営業活動は行いません。
3. 当法人は、専門家として派遣される際に支給される経費の受領について、事務局が定めた規程に則り受領します。
4. 当法人は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業に該当する事業を営む者ではありません。

<裏面>

1. 当法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、和歌山県暴力団排除条例（平成２３年条例法律第２３号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
2. 当法人は、暴力団（暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者ではありません。
3. 当法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していません。

（10）　当法人の役員等は、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。

（11）　当法人の役員等は、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

（12）　当法人の役員等は、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者ではありません。

※役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。